ト　認定資金決済事業者協会（仮想通貨モニタリング室の所掌に属するものを除く。）
［号の細分を削る。］
［二・三　略］
［略］
仮想通貨モニタリング室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
一　仮想通貨交換業を行う者
二　認定資金決済事業者協会（仮想通貨交換業者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）
仮想通貨モニタリング室に、室長を置く。
［略］
［略］
［略］
［略］
［略］
（統括モニタリング管理官等）
第十一条　銀行第一課に、統括モニタリング管理官一人、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人を置く。
［項を削る。］
［略］
［略］
［略］
（損害保険・少額短期保険監督室及び保険計理官等）
第十三条　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人及び保険数理専門官五人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2・3　略］

ト　仮想通貨交換業を行う者
［項を加える。］
チ　認定資金決済事業者協会
［二・三　同上］
［同上］
［項を加える。］
［同上］
［同上］
［同上］
［同上］
［同上］
（監督企画官等）
第十一条　銀行第一課に、監督企画官一人、統括モニタリング管理官一人、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人を置く。
監督企画官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
［同上］
［同上］
［同上］
（損害保険・少額短期保険監督室及び統括モニタリング管理官等）
第十三条　保険課に、損害保険・少額短期保険監督室並びに統括モニタリング管理官一人、保険計理官二人、保険サービス監視専門官二人、保険財務会計管理官一人、保険財務会計基準専門官二人及び保険数理専門官五人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2・3　同上］

［項を削る。］
［略］
［略］
［略］
附　則
（総合政策局総務課企画官の設置期間の特例）
第三条　第二条第一項の企画官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。
（総合政策局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）
第四条　第二条第一項の海外展開推進調整官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。
（監督局金融証券検査官の設置期間の特例）
第七条　第九条の金融証券検査官のうち四人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

統括モニタリング管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事務を整理する。
一　令第二十二条第一項第一号イに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
二　令第二十二条第一項第一号ロに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
三　令第二十二条第一項第一号イに掲げる者の子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
四　令第二十二条第一項第一号ロに掲げる者の子会社等（保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
［同上］
［同上］
［同上］
［同上］
附　則
（総合政策局総務課企画官の設置期間の特例）
第三条　第二条第一項の企画官のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
（総合政策局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）
第四条　第二条第一項の海外展開推進調整官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。
（監督局金融証券検査官の設置期間の特例）
第七条　第九条の金融証券検査官のうち四人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。